

【農林水産委員会における質疑】

1. 国家戦略特区における農外企業の農地所有による農業経営の問題
2. 農業における担い手の動向
3. 経営安定制度の充実対策
4. 農林水産物の輸出拡大対策とチェック・オフ・システム

○山田俊男君

久しぶりの委員会質疑でありまして、要領がよく分からない、とりわけ時間がどんなふうであればちょうど間に合うのかどうかというのも分かりませんでして、大変戸惑っておりますが、どうぞよろしく願います。

大臣におかれましては、就任早々、課題山積の中でとにかく地方の現場をどんどん見て回るという取組をされていることがよく分かります。よく土日にかけてあげていただかずと回って勉強されていると、これはもう負けちゃうなという思いがあるわけで、本日はできるだけ負けないように一生懸命質問をさせていただきます。どうぞよろしく願います。

それでは、まず最初に、国家戦略特区における農外企業の農地所有による農業経営の問題についてお尋ねしたいというふうに思います。

国家戦略特区諮問会議で、農外企業の農地所有による農業参入を認めるという議論がなされて、これは驚きました。前々からそういう議論があるやには承知していたわけでありましたが、こんなに急速に、ましてや四月一日から農地の所有による企業の参入を二分の一未満まで緩和する形で進めようという政省令が出てくるという中におきまして、そしてこれが出てくることについて本当に驚いた次第であります。

結果的には、相当の制約を行った上で養父市に限って実施するという事になったようではありますが、本当に養父市に限った形で実施できるのかどうか、そういう規定になっているのかどうか、これから法案が出されるということでもありますけれども、そういうことになっているのかどうか、ここをしっかりお聞きしたいというふうに思います。どなたでありますかね、内閣府、願います。

○政府参考人（川上尚貴君）

お答え申し上げます。

三月二日の国家戦略特区諮問会議におきまして、追加の規制改革事項として、企業による農地所有の特例が盛り込まれております。ここでは、喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地などの解消を図ろうとする特

区においてこの特例を設けるものとされてございます。

具体的には、与党とも御相談をさせていただきまして、国家戦略特区内の地方公共団体のうち、農業の担い手が著しく不足していること、このままでは耕作放棄地が著しく増加する恐れがあることという二つの要件を満たすものとして、政令で指定する地方公共団体のみ適用することを考えております。政令で指定する地方公共団体は、当面、兵庫県養父市のみではないかと考えております。

以上でございます。

○山田俊男君

今の、養父市だけではないかと考えておりますということですが、だけではないという可能性もあるということですか。

○政府参考人（川上尚貴君）

お答え申し上げます。

特区諮問会議におきましては、養父市以外の地方公共団体における特例の活用について議論されたことはないというふうに承知をしております。このため、仮定のお尋ねについてお答えするのは控えたと思いますが、いずれにいたしましても、今回の特例の適用対象となる地方公共団体は、政令で指定するという事になっております。以上でございます。

○山田俊男君

政令で指定する政令はどんな内容になっているんですか、ないしはするつもりですか、それをお聞きします。

○政府参考人（川上尚貴君）

繰り返しになりますが、今決まっておりますのは、与党とも御相談させていただいた結果といたしまして、農業の担い手が著しく不足していること、このままでは耕作放棄地が著しく増加するおそれがあるという二つの要件を満たすものというのが政令指定の内容でございます。

○山田俊男君

それは先ほども聞きましたから分かりました。そういうことであれば、その二つの要件はいろんなところに出てくる可能性があるじゃないですか。その点についてはどんなふうに扱うんですか。

○政府参考人（川上尚貴君）

今回の特例措置でございますけれども、企業に農地所有を認める必要性や効果を確認することを目的に、期間を限って試験的、実証的に行うものであることから、本特例措置の効果を的確に検証する上で特に必要と認める地域に限って政令指定することを想定してございます。

また、地方公共団体を経由して法人に所有権を移転し、当該法人が取得した農地を不適切に使用する場合は地方公共団体がその所有権を再取得する必要があることから、この特例を活用する場合には地方公共団体にも大変重い責任が発生いたします。その意思を十分に踏まえる必要もあると考えております。

したがって、本特例措置を適用する地域を定める政令は、先ほど申し上げた二要件を満たす地方公共団体を機械的に定めるものではないというふうに考えております。

○山田俊男君

どうも分からないんですが、これは、そうすると、農林水産省、齋藤副大臣にお聞きしていいですかね。政令の内容の要件は二つだということは分かりました。その際、具体的に言うと、例えば、養父市に限るんだということはどこかで明記されるんですか、それとも、きちっとそれは類推できるという内容のものなんですか。お聞きします。

○副大臣（齋藤健君）

政令の考え方は今内閣府の方からお答えしたとおりであります。私どもは、その政令を制定するに際しましてきちんと判断をしていきたいというふうに思っております。

○山田俊男君

それじゃ、きちっと判断してくれるという齋藤副大臣の言を確認したいというふうに思います。

さて、これ、五年間に限った措置ですよという規定があるやに承知しているわけでありまして、この五年間のうちに特区の諮問会議が、こことここが手が挙がったから、ないしはこことここにやりますよといって介入して、そして特定の自治体を決めて、その要件がありますねと、それじゃ、そこでやることになりますよというようなこともあり得ると見ていいんですか。これは、内閣府。

○政府参考人（川上尚貴君）

お答え申し上げます。

先ほどの若干繰り返しになりますけれども、特区諮問会議におきましては、養父市以外の地方公共団体における特例の活用について議論されたことはこれまでないところでございます。このため、仮定のお尋ねにお答えすることは控えたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、先ほど来の御趣旨を踏まえて政令で指定するというところでございます。

○山田俊男君

私も、この話はこれで終わりますが、大変、養父市ということが入らないことで法令を定めたり政令を定めたりすることで大丈夫なのかという心配を実は持ちます。

とりわけ、特区諮問会議等のこれまでの運営の状況からしまして、五年間というふうに行っているんだけど、五年間の間にしかるべく自治体の手を挙げて、やりたいと。もちろんその自治体の手を挙げるときに、自治体に対して、どうぞやったらいいですよ、ちゃんと特区はそれを応援しますからみたようなことをやって、そしてこういうことが進んでくるんじゃないかと。当然、そういうことは持っていると思うんですよ、私が心配するのは。だから、五年間につきましても、そういうことはちゃんとないということで今回の整理はなっているんだということで考えていいんですかね。齋藤副大臣、お聞きします。

○副大臣（齋藤健君）

法律の解釈につきましては内閣府が申し上げたとおりですけれども、今後の政令の指定に当たりましては、この要件に合致するかどうかについては農水省としては厳しくきちんと判断をしていきたいと思っております。

○山田俊男君

もう一点、私が大変危惧するのは、このことが、特区諮問会議の動向が発表された後、さらに、これは総理の発言の内容を聞き及びますと、規制の岩盤、これを崩すんだと、そしてこれは世界的に公約した話なんだというふうなことをおっしゃっているわけで、そういうことになると、今言いましたように、法令、政令でそういうふうな定めたにしても、また出てくるんじゃないかという心配が大変あるわけでありまして。

この岩盤規制を取り外すんだという内容は、考えますと、農地はそれ

を耕す者が所有するという戦後の農地改革、そしてそれ以降の戦後七十
年の農地法の理念や思想を否定しかねないことになるんじゃないかと。
とすると、今多くの関係者がこの農地、日本という狭い国土の中の農地
を利活用しながらこうして生計を立てて、さらにまた一層の発展を果た
していきたいというふうに思って努力している、そこを潰しかねないん
じゃないかという心配なわけでありますが、内閣府にもう一回聞きます
が、岩盤規制というのは、総理が発言されている岩盤規制、これはどう
いう内容のことを農業面では捉えておっしゃっていることなんですか。
それは承知されていますか。お聞きします。

○政府参考人（川上尚貴君）

お答え申し上げます。

岩盤規制という言葉でございますが、一般には、通常長年にわたり改
革ができていないような規制をいうものというふうに理解をしてござい
ますけれども、具体的にそれに何が当たるかということについてはいろ
いろな見方があるものと存じてございます。

お尋ねの、企業による農地所有につきましては、農業生産法人の出資
要件の緩和や今回の特区における特例措置など、機動的に規制の見直し
を行っていただいているというふうに承知をしてございまして、関係者
の皆様方に感謝を申し上げている次第でございます。

○山田俊男君

ともかく今回のことで多くの関係者が大変な混乱と、それと思い、思
いといいますか苦しみを感じております。

簡単に、内閣府、まさか岩盤規制がこの企業の農地所有だと、これを
解禁することだということを総理に示唆したり、また、この挨拶をまさ
か書かれたり、自分たちでということじゃないんでしょうね。それ、も
う一回確認しますが、（発言する者あり）まあこの辺はずっとやって
いるよ、やっているよということでありまして、何ともはや、お聞きしま
す。

○政府参考人（川上尚貴君）

お答えいたします。

特区の諮問会議において、会議の締めくくりにおいて通例、議長であ
る総理の御判断で御発言をいただくことになってございまして、これま
での諮問会議におきましても通例に従って総理が御発言をされたもの
というふうに認識をしてございます。

○山田俊男君

もうこれはこれでやめますけれど、ともかく総理に、何というのか、みんな責任をおっかぶせるみたいような話で事を進めるということについては、本当に将来を誤るといふふうに思いますから、内閣府、よほどのことを、決意を持って、ちゃんと関係方面ともしっかりと連絡取って、歴史も考えて、そして仕事を進めてもらいたい。一部の有識者と言われる委員ですか、それらの意見だけを捉えて総理に物を言わせて、そして進ませようという姿勢は、もしもそういうことであれば絶対に許せないというふうに思いますから、ちゃんとしてもらいたい、こんなふうに思います。（発言する者あり）

いずれにしても、手を挙げて言いたいことがあったら、あるそうですから、委員長、内閣府。

○政府参考人（川上尚貴君）

お答えいたします。

御指摘の御趣旨をしっかりと踏まえて、これから私どももまた改革を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山田俊男君

いや、このことも大変大事なことでありまして、ひとつ小川先生、許していただきたいというふうに思います。

さて、こうした問題が出てくる背景が私はあるというふうに思います。それは何かと云ったら、地方における農業の担い手が圧倒的に高齢化して少なくなってきたと。だから、それを捉えて資本力のある企業が参入することで収益を上げることができるという、こういう期待といいますかムードといいますか言いづりがなされているんじゃないかということを心配しております。

本日お出ししましたこの資料、最初の一ページです。これは農林水産省が作って、そして自民党の骨太方針策定PTに出された資料であります。各国と比較して、これ見て驚きませんか。驚きますよね。何で日本だけが六十五歳以上がこんなに高い比率になっているんだと。これ見れば、この表を見れば、日本はもうこれじゃ駄目じゃないかと、一体どうするんだと、企業参入ということだって一つの手法だぞということになりかねないわけです。現にこれを議論した党の会合でも、そういうムードといいますか、日本の担い手、若い就農、これが十分できていない、そこに原因がある、だからもっと市場原理入れて、そして伸ばすべきは伸ばすということだという議論がやっぱり出てきていたと、こんなふう

に見ております。

この資料の狙いといいますか、これ、こんな形でお出しになったのは、私が今言ったような背景ですか、それとも、そうじゃなくて単純に年齢を示しただけですか。資料を執筆したのはどちらでございませぬか、お願いします。

○政府参考人（奥原正明君）

今御指摘いただきましたこの資料は、自民党の農林水産業骨太方針策定PTにお出しをしたものでございます。通常、我々が作ってお出しをしている資料とはちょっと違うものですが、今回、先生方の方から、こういう形で各国の比較をしてほしいという御要請がございまして、その御要請に応じて海外のデータも整理をしてお示しをしたものでございます。

我々は、企業の農業参入を進めるために殊更に農業の担い手の高齢化あるいは減少を強調しているというつもりはございません。ですが、高齢化が進展しているのは間違いない事実でございます。六十五歳以上の方が六割を超えている、それから耕作放棄地がかなりの面積になっている、これはもう事実でございますので、実際に各地で人・農地プランの話合いをしていますが、やっぱり自分たちの地域でこの担い手が十分ないというふうに考えられているところが相当な数でございます。そういったところでは、その地域の農業を維持していく上では企業も農業の担い手として考え得る存在であるというふうに思っているところでございます。

○山田俊男君

これだけじゃ駄目だということを私は言いたいんです。といいますのは、我が国の農業構造はこの十年間で相当変わっています。地域の中で若い担い手がおれば、若い担い手によく頼むぞと、俺の田んぼも預かってくれと、作業も預かってくれということが急速に進んでいきます。だから、担い手の利用面積、これは所有権だったり賃借権の集積面積ですが、これは全農地面積の五〇%をもう既に占めているという状況なわけです。確かに、平均耕地面積は二・五ヘクタールしかないんですが、それはこの六十五歳以上の皆さんも、みんなで割るわけですから二・五ヘクタールになるんですが、ところが二十ヘクタール以上の経営体が耕作する面積シェアは三七%です。だから、これはもう相当進んでいるというふうに見えていいんです。

ところで、聞きますが、六十五歳以上の基幹的農業従事者、この六一・

一％に含まれているメンバー、それから七十歳以上、これは四七％ぐらいになるんですが、これらの層が占めている耕地面積や販売金額はどういうことになっていきますか。これ、数字ありますか。じゃ、お願いします。

○政府参考人（佐々木康雄君）

お答え申し上げます。

今御指摘の基幹的農業従事者という点で見ますと、一戸の農家に複数いる場合ですとか、あるいはいらっしゃらないという場合がありますので、一戸当たりの経営面積とは必ずしも対応関係にない面があるわけがございます。

そこで、農家の経営主の方、農業経営者の方の年齢に着目をいたしまして、その方々の経営面積ということで申し上げますと、平成二十二年の農林業センサスの結果でございますが、六十五歳以上の農業経営者の方が経営されている耕地面積は、販売農家が経営している面積全体の経営耕地面積の三一・四％を占めているという実態でございます。また、これを七十歳以上の農業経営者の方々ということで見ますと、そのシェアは二〇・五％ということに相なっております。

○山田俊男君

当然、こうした年齢の農業者、これは基幹的農業従事者という整理になっていますよね。その上でやると、息子さんが跡を継いでおられて、おやじさんと一緒に農作業をやっておられる。例えば三十であったり四十であったり、しておられるということですね。その三十とか四十とかという歳の基幹的農業従事者がどんな経営をやっておられるか、これは独自に調べるができるんですか。

○政府参考人（佐々木康雄君）

年齢階層別にどういう種類の経営をされているかということにつきましては、センサスの調査の中で、年齢と、それからどういう作物、類型をされているかということ調査で把握いたしておりますので、組替え集計等を行うことによりましてお示しすることが可能でございます。

今ちょっとその組替え集計のデータについては持ち合わせておりませんが、必要なものにつきましては御指示をいただきますればお示しをさせていただきたいと思っております。

○山田俊男君

結局はこの六一・一%、この層のおやじさんたちは高齢化しながらも基幹的農業従事者として農業を担っておられるわけです。そして息子さんもおいでになる。多分こういう形態なんだろうというふうに思うんです。そのことをしっかり頭に入れた上で、そして跡を継いでおられる若い農業者にどんな形で仕事をしてもらおうかということを実によくよく考えて、そして政策を推進するということがなきゃいかぬわけだから、ベースとして、是非今統計部長が申し上げたような形で、若い世帯主になろうとする世帯主がどういう経営になっているかということをしきりと示せるようにしてもらいたいというふうに思います。

御案内のとおり、日本はかつては隠居制度がありまして、大体この年齢になったら隠居する、夫婦で。そして、孫を育てる役割を自分たちがやるんだみたいなことにして、しかし農作業はちゃんと手伝っておられたんですよ。そういうことで、経営の主体を若い人に譲る形で推進してきたということが現にあるというふうに思います。今そういうことになっているのか、それともそうじゃなくて、おやじさんが引き続き全部会計握って、そしてやっていますよというときに、一体どう我々は今後考えたらいいのかということなんです。

フランスの例を申し上げますと、フランスなんかは離農給付金というのをを出しまして、そして、それら皆さんが大体は都会ないしはその農村部の町に出て、そして生活される。そして、持っていた、所有されていた経営地については、担い手がおれば担い手に渡しますが、そうでなければ外部の、隣の農家であったり、それから新規参入する農家であったり、そういう皆さんに分けていく、売却していく。その世話をしているのはサフェールという公的な機関なんです。そういう売出しに係った農地のおよそ二割程度はそのサフェールがきちっと売買にあずかっているという仕組みがあります。

我が日本は、残念ながらそうした仕組みがないゆえをもって、それでこういう整理になっているんだろうというふうに思います。この表を見ても明らかですが、フランスやドイツと比べて、我が国の実態が大変よく分かってもらえるというふうに思います。

これから、私が言いたいのは、担い手がないから、零細だから、それから高齢化していくから、だから企業に参入させるんだという単純な方向に向かわない政策の推進を着実に進めるということは何としてもやってもらいたいと、こんなふうに思っているところでありますが、どうぞ、大臣、今の私のこの思いと論調なんです、どんなふうに受け止めておられますか。お聞きしたいと思います。

○国務大臣（森山裕君）

農地につきましては、農業の基幹的な資産でありますから、その管理の在り方については間違いなき運営というものが大事であるというふうに考えております。そのことをしっかり心して今後も農政を続けてまいりたいと考えております。

○山田俊男君

文部科学省に来ていただいておりますね。

お聞きしますが、最近、アベノミクスで雇用環境が比較的改善してきたということがあります。数字的にも失業率の割合がずっと下がってきているわけです。地方へ行きますといろんなところの仕事があつて、実は人がいなくて困るんだみたような話も聞くくらいですから。だから農業高校の卒業生、どうなっているかといいますと、今までの統計では農業高校の卒業生は卒業生の五％程度だというふうに聞いておりましたが、どうも今年の場合、ある農業高校で関係者に話を聞きましたら、実は卒業生、誰も農業に就業しなかった、今年はゼロだという話なんです。この八月の段階で、しっかりした農業高校の卒業生でありますOBが、しっかり農業生産法人つくってやっていますから、彼が二人どうしても後輩の生徒を欲しいと、しっかり育成して、それを自立農家に仕上げるための努力も自分でもやっていきたいと、二人だと言っていたのに、その人のところにも卒業生は回ってこなかったと、それはゼロですから回ってこないわけです。

そういう環境にあることを文科省御存じですか。お聞きします。

○政府参考人（伯井美徳君）

お答えいたします。

平成二十七年三月現在の農業高校卒業生の農業、林業に就職した者の割合というのは四・九％ということになっております。ただ一方で、その関連産業、食品製造であるとか農業土木の関連産業に就職した者を含めると、就職者のうちの約半数が従事していると、こういう状況でございます。

いずれにせよ、農業高校における進路指導におきましては、生徒の興味、関心というのを喚起しながら、しっかりと農業の担い手と育成という観点から進路指導をしていただくべきものというふうに考えております。

○山田俊男君

その進路指導ですが、私のお聞きしたところによりますと、それは一つの事例ですから一般化するつもりは毛頭ありませんが、しかし、進路指導の先生が、いや、大企業に入りなさいと、農業じゃなくて大企業に行きなさいという指導になっているというんです。その結果がゼロだということで、大変、みんな話題になっているわけです。

この進路指導の在り方も、本当によくよく考える。逆に言いますと、一体どうして若い担い手をちゃんとつくり上げるかということについて関係者一丸となって、そして手当てを講じていかないと、これはもう本当に、一番最初の話に戻りますが、企業参入でいいんじゃないかということになってしまうということを申し上げておきますので、どうぞ我々も含めてでありますけれど、しっかり取り組んでまいらなきゃいかぬと、こんなふうに思います。

さて、次にテーマ移りまして、経営安定制度の充実対策について少し触れさせていただきたいというふうに思います。

御案内のとおり、T P Pの合意によりまして、重要五品目についても関税削減がなされたこと、これはとりわけ全くそのことを余り予測していなかった果樹や野菜の皆さんにとっても、一部関税撤廃がなされたから大変な不安がそれら地帯から出ているというのは事実であります。

五品目の中でもとりわけ関税削減が大きかった牛肉と豚肉については、御案内のとおり、従来のマル緊の仕組みを豚肉、牛肉一緒にして補填の割合を高めると同時に、農業者の負担割合も下げると、こうしたことで制度を、ましてや法制化するというふうにおっしゃっていますから、私は、このことについてだけは極めて安定的な仕組みをちゃんと考えてもらったというふうに評価しております。

特にこの牛肉、豚肉の場合は、従来のマル緊の仕組みがそうだったということもあるわけでありましてけれども、標準的な生産費と標準的な販売価格に着目してその差額を補填するよという仕組みにしているから、これは、経営安定の仕組みとしては多々ありますけれども、画期的な仕組みなんです。だからこれを、何度も言うようですが法定化するわけですから、この意味は、ほかの作物に今後いろんな影響が出てきかねないというときに大きな取組の指標に私はなると、こんなふうに思っているわけでありまして。

とりわけ今後、ヨーロッパとのE P Aも話題に上っておりますし、場合によったらアジアのほかの国々との間の交渉も俎上に上ってくるということになれば、それこそ欧州や、それからアメリカがやっておりますように、欧州やアメリカはやっているんですよ、今手元に私もこれ出

しておりますが、EUの農業政策、それからアメリカの価格・所得政策の概要の表を出しておりますけれども、これを御覧になっていただいてもまさにそうではありますが、市場価格と、それと支持価格、さらにはその上に直接支払をきちっと加えると。これは小麦の例ですが、こういう仕組みをちゃんとつくっております。さらにはアメリカの場合も、いろんな手だてではありますが、価格支持は融資による補填、直接固定支払、それから価格変動対応型支払による補填という仕組みを積み上げて、そして目標価格、市場価格との差額を補填しているという仕組みがあるんです。

まさに、我々はというか、我が日本はこの仕組みをきちっと準備していくということが今後の圧倒的な市場開放の世界、圧倒的な市場開放の世界を全部私は是認しているわけでは決してありませんが、しかし、その世界に、現在もTPP大筋合意の中で入ってきている。さらには、将来はそれが一層進みかねないというときには、これらのことが念頭に置かれなければいかぬのですよ。と考えると、牛肉と豚肉の経営安定対策の今回の仕組みと法案設定というのは私は高く評価するゆえんであります。とすると、ほかの作物どうなんだということが今後議論に私はなってくるというふうに思います。

米について申し上げたいんですが、米は収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシという仕組みでやっておりますが、加入者は面積ベースでいまだ五〇%でしかないわけでありまして。当初は対象農家を、都府県では四ヘクタール、個別農家の場合四ヘクタールに絞っていたわけでありまして、これをやめまして、対象農家を認定農家や認定新規就農者や集落営農、そしてこれらについて市町村の認定があれば規模要件を廃止して対象にするという要件緩和をやったんですよ。やったけれども、面積に対して五〇%なんです、その実態でよろしいですかね、お聞きします。

○政府参考人（柄澤彰君）

今御指摘のいわゆるナラシ対策につきましては、特に米につきまして非常に有効な経営安定対策ということでございます。

私どもとしまして、昨年、一昨年と相当の労力を投入いたしまして加入促進をやってまいりまして、関係者に納得していただいた上で御指摘のような状況に至っているというふうに理解しております。

○山田俊男君

しかし、この仕組みをもう一度丁寧に見てみますと、連続して価格が下がったような場合、連続して価格が下がったような場合は、だって、

最高年、最低年はこれは計算から除いて、中庸三年で、平均で、そして支える価格といいますか、補填基準価格を定めることになっていきますよね。だからそれが、傾向的にみんな下がっていく、そして下がる心配はあるわけですね。何でかと。

今回のTPPの大筋合意の中で、米についてもSBSで一定割合が入ってきます。これは、それぞれ、何といいますかね、相対入札で米が入ってくる。間違いなく米国系の大スーパーマーケットで小袋に入れて売られる心配があります。多分、値段は相当低いもので出してくるかもしれませんが。まだ分かりません。ただ、その心配があるから、森山大臣は、今回のTPP対策の一環として、そして米については輸入が、数量が増えた分を、これを隔離するといいますか備蓄に充てることでその数字の調整というか需給均衡を図るという取組をおやりになったから、それはそれで若干引下げの部分について、下がっていく傾向について何とかの歯止めになるかもしれぬというふうに思います。

しかし、需要がかくのごとく減っているわけだし、それからアメリカの低い価格がやっぱり魅力だ、こういう食べ方をしようということで、アメリカの小袋に詰めたそれを買ってくるという人が増えるかもしれぬという心配もこれは出てくるわけでありまして。そういう形で価格がこうして下がっていく、全体として市場価格が下がっていくという傾向が現れたら、補填基準価格もずっと下がっていくんですよ。

だから、ナラシという仕組みの全体像について私は悪い評価はしておりませんが、それなりにつくっていただいたというふうに思いますが、ここの価格が傾向的に下がるということを前提にした補填でしかないということについてだけ十分考えていただいた上で、それじゃどうするか。それじゃどうするかといたら、牛肉と豚肉並みの平均生産費が、コストがあって、それと市場価格との間の補填をするという、ここの仕組みが物すごく意味を持つということを言いたいわけで、この理解、間違っていないと思いますが、いかがでございますか。

○政府参考人（柄澤彰君）

今御指摘ございましたいわゆるナラシ対策の関係でございますが、米について状況を見ますと、十分な国境措置があり、諸外国との生産条件格差から生ずる不利はないということ、あるいは生産コストが外的な要因によって大きく変動するようなコスト構造にはなっておりません。そういうことから、生産者自らが基本的に需要に応じた生産を的確に行っていただくことによって収入を確保していただくことをまず基本として政策体系を組み立てているわけでございます。

一方、御指摘のように、米価というものは外的な要因で変動することはそのとおりでありますけれども、そういったことで、米価の変動というようなことで経営の安定が図られなくなるということは防がなければなりません。したがって、今の政策体系の中におきましては、生産コストではなくて、過去の平均的な収入でありますいわゆる標準的収入額からの下落分を補填するということが経営の安定を図る仕組みになっているわけでございます。

もし、御指摘のように、仮にコストに着目した補填の仕組みとするような場合には、どのような生産を行ってもコストに応じた補填が一定程度なされるということになりますので、自らの経営判断によって需要に応じた生産を行うインセンティブが阻害されてしまうという問題があると考えております。

○山田俊男君

自らの判断で経営をやってもらうんだと。それを判断させるために十分な補填の仕組みはつくっておけないんだみたいなように聞こえちゃうんですよ。

私は先ほど来言っていますが、担い手、ちゃんとそれなりに育っているんです、大規模な担い手がそれなりに育っているの、苦しい中でも。そして、ひいては、この担い手が持っている五〇%のシェアを、だって八〇%に持っていかうとする約束事があるわけでしょう。そうしたら、そこへ持っていくためには、きちっと若い担い手が気合を込めて、そしてやっつけていける条件をこそつくり上げるのが基本じゃないですか。ましてや過剰なんですよ、需要が落ちているんですよ、生産調整に取り組んでいるんですよ。このことを踏まえた上での経営安定対策のありようについて検討が必要だということを申し上げます。

さて、追加して、米について申し上げますと、これは大臣に是非お聞きしておきたいんですが、平成三十年産から国による米の生産調整が廃止、国による取組が廃止されることになっています。だから、今、皆さんもお聞きだというふうに思いますが、地方へ行きますと、生産調整が名実ともこれは廃止されるんだと、じゃ、後は自由に作っていいんだみたいな議論があるんですよ。いや、とんでもないんですよと。これは、生産調整はちゃんとやるということなんですよと。ただ、これは、国が目標面積を、まだ具体化していませんが、目標面積を示すというだけじゃなくて、これをしっかり、まさに自主的な取組として水田フル活用も含めて選択の取組をしていただくことになるんですよというふうには言っておりますけれども、大変な不安があります。

それから、生産調整の目標達成と連動している七千五百円の支払がありますよね。これも実は廃止になるそうじゃないかというふうに言われている。それから、さらには需給調整に大きな役割を果たしている飼料米の作付け助成金、これもどうも大幅に減額されるんじゃないかという声が出ているわけでありまして。

これが重なりますと、それこそ、もう作付け始まるんですよ、田植始まるんですよ、もう皆さん苗を作っている段階であります。だから、もう二十八年産すぐ作付けで、収穫になりますよ。この年末から秋に二十九年産の取組が始まりますよ。そして、三十年ですよ。二年たって三十年に急遽、国は生産調整の目標数量の配分やらないんだ、七千五百円はこうするんだといていた日にはもう大混乱です。

もう既に、今の段階からどんなふうにしていくのかという方向を私は出さないといかぬというふうに思います。どうぞ早く議論して方向を出すべきではないかというふうに思っておりますが、大臣のお考えを聞いておきたいと思っております。

○国務大臣（森山裕君）

先ほどの議論の中で、豚肉、牛肉と米は同じにした方がいいのではないかという議論がございましたが、牛肉と豚肉と米の一番の大きな違いは、牛肉、豚肉はどうしても輸入に頼らざるを得ないというのが現状であります。米は今のところ余っているというのが現状でございます。そうしますと、納税者の皆さんから、国民の皆さんから、同じ政策で御理解をいただけるのかどうかということが非常に大事なことでございまして、国民の理解なき農政は長続きをしないのだからと思っております。

国民の皆さんの御理解をいただける政策をしっかりとやっていくということが大事なことでないかなというふうに思っております。そこで、生産費と標準的収入額で取るかということが大きく違ってきているということをして是非御理解をいただきたいと思っております。

また、米政策の見直しにつきましては、山田委員が言われるとおり、私も現場に行かせていただいて、確かにそこに御心配があるなというのはよく分かります。また、中山間地、本当に大丈夫かねと皆さんも御心配をいただいているなということもよく分かります。ですから、我々としてはそのことを今からしっかりと御理解をいただく努力をさせていただかなければならないと思っております。

三十年産を目途に、行政による生産数量の配分に頼らずとも、生産者の経営判断により需要に応じた生産が行われるようにするということが大事なことだと思っております。全国の需要見通しに加え、各産地に

おける販売や在庫の状況などきめ細かな情報提供というのはしっかりやらせていただきたいと思いますし、また、麦、大豆、飼料米等の戦略作物の生産に対する支援等の環境整備も進めておりますし、この方向性は既に明確になっております。

現場に参りますと、本当に飼料米は大丈夫かねと、こう言われますけれども、これはもう三十七年百十万吨というのは閣議決定をしているわけですから、この目標に向かって我々はまっしぐらに進まなきゃなりません。ただ、飼料米の生産をできるだけ低コストでできるようにするという努力は怠ってはならないと思っておりますが、百十万吨の達成に向けてはしっかりやるということでございますし、それは財務大臣も、昨日の参議院の予算委員会でも今申し上げたような御答弁をいただいているところでございますので、ここは我々としてはしっかりやらせていただきたいと思いますと考えております。

このような中で、二十七年度産においては、各産地の自主的な判断により主食米から飼料米への転換が進むなど、需要に応じた生産に取り組まれているところであります。いわゆる三十年産に向けた予行演習が既に現場では始まっているというふうに理解をしておりますし、二十八年度以降もこのような産地の自主的な取組によって、需要に応じた生産を定着させるということが重要なこととございます。

一方、三十年産以降の姿について、生産現場の皆さんが不安な気持ちを抱いておられることは承知をいたしておりますので、農林水産省としても、生産者自らマーケットの動向を見ながら、需要に応じた生産を的確に行えるように、引き続ききめ細かな情報提供や戦略作物の生産に対する支援を行っていく考えであります。

こうしたことを踏まえて、生産現場の皆さんに丁寧な説明をさせていただき、不安を払拭をしまいたいと考えておりましたし、今、農林水産省としても、各県をお訪ねさせていただいて、米政策についての御理解をいただくべく努力をしております。そうすることによって、三十年産以降というものをスムーズにできるようにさせていただきたいと考えております。

どうか農家の皆さんに御理解をいただきたいことは、需要と供給のバランスの取れた生産ということが非常に大事なことでありますし、我々も需要拡大には今後も努力をさせていただきなありませんし、また、米の輸出についても団体の皆さんと一緒に取組をさせていただいておりますが、このことはこのことでしたらやらなきゃなりません、当面の需要の動き等については的確に農家の皆さんも捉えていただいて、御理解と御協力を是非いただきたいと思いますと考えております。以上であります。

○山田俊男君

大臣から、確かにおっしゃるように、米は国内供給はできているわけでありますからね。だからといって、米を過剰にしていっては何にもならないわけですから、おっしゃいますように、米以外の作物をどう定着させるか、そのために飼料米についてもちゃんと手を打つよと、百十万吨まであるんだから大丈夫だと、こうおっしゃっていただいた大臣の御意見、姿勢は大いに評価しますが。

といったって、米を作付けされている皆さんからして、やはり価格がずっと下がっていくという心配の中で、そのコストはもちろん下げる努力はしますけれども、おい、どこまでいくんだと。その制度の仕組みとして、ナラシは、やはり少なくともコストを補填できる仕組みってやつを考えていかなきゃいかぬのじゃないかと。これもう切なる思いだというふうに思いますし、そのことと、やはり七千五百円といいますかね、こうした追加で支払っているこれらの手だてと、それと目標達成の取組が連動しないと、これまた効果が出ないということだというふうに思います。

どうぞ、これ、大変大事な問題であって、将来的には食糧法の私は見直しにまで進んでいかざるを得ないことになるんじゃないかと見ておりますので、どうぞ早速にも検討を開始していただきたい、こんなふうに思います。

続いて、酪農のことについて触れておきたいわけであります。

酪農の乳製品、液状乳製品等を中心にしながら、T P Pの大筋合意の中で一定の輸入枠が拡大されたわけでありますが、それは、加工原料乳の補給金制度の対象にして支えていくよという話でありますので、そこはそれで評価したいというふうに思います。

ところが、今生じていることは、一番最初に私が申し上げた国家戦略特区とも関連しますが、国家戦略特区そのものではないんですけれど、規制改革会議の場において、そして、指定団体制度の見直しの議論が出ているやに仄聞しております。指定団体制度のより合理的な運営、より酪農家にとってベターな運営、さらに、指定団体がきっちり活動することによって、そして計画出荷を続けていくことによってメーカーとの間の価格形成を行っていくことの重要性、これは考え考えた上でこれらの仕組みが長年にわたって運用されてきているということがあるわけであります。

しかし、この計画流通制度について、規制改革会議が、これは一部の自由流通の皆さんの主張も一方的に取り入れながら自由流通をやっつけばいいんだと、計画流通制度が自由な、かつ効率的な牛乳生産を阻害

しているんじゃないかと、コスト高だけになっているんじゃないかというふうに議論がなされていることを承知しております。

その中で、その規制改革会議の方向でこれらが実施せられるということになると、私は、この大事な大事な、毎日、生産者からとってみると、乳を搾っています。そして出荷されています。出荷したものを冷蔵しながら、冷蔵しながらメーカーに運んでいます。そして、安全、安心な牛乳を消費者の下に届けるという仕組み、これはもう世界各国どこを見ても大事な仕組みとしてみんな守って維持しているんです。

この意義、計画流通制度も含めたこの意義について、もっと規制改革会議や関係者に申し入れて、そしてこの制度の維持を、もちろん改善しなきゃいかぬところは改善しようじゃないですか。だけれども、この基本は守っていくんだぞ、そしてこのことがあって加工原料乳の補給金制度、牛乳の仕組みが曲がりなりにも成り立っているんだよと。これが、まさに酪農におきます、乳製品におきます経営安定制度なんだぞということをやっぱり主張し続けていかなければいけないと、こんなふうにいるわけでありまして、このことについても、規制改革会議の一方的な議論を放置していくわけには毛頭まいらぬと、こんなふうに思いますから、この点についても、大臣、御見解があればお聞きしたいと思います。

○国務大臣（森山裕君）

山田委員にお答えをいたします。

生乳は、毎日生産をされる上に、液体で腐敗しやすいという特性を持っております。委員御承知のとおり、今日は搾らないというわけにいかないわけですから、毎日生産をされます。しかし、それは非常に腐敗性の高い製品でありますから、ゆえに適切な需給調整というものがなされないと生乳を廃棄しなければならないといったような事態を招きかねない。

このような中で、指定生乳生産者団体は、飲用乳と加工用原料の需給計画調整を行うなどを通じて、酪農経営の安定のみならず、牛乳、乳製品の消費者への安定供給に大きな役割を果たしてきている制度なのだろうと思っております。農林水産省としては、昨年十月の生乳取引のあり方検討会の報告等を受けまして、指定団体の合理化や生乳流通の効率化を計画的に進めるように指導してきているところであります。

一方、委員御指摘になりました規制改革会議、農業ワーキング・グループにおいて酪農に関するヒアリングが行われ、指定団体に関しても、その役割等については、農林水産省から丁寧に説明をしてきているとこ

るでございます。

指定団体が引き続きその機能を適切に果たせるように、今後、経費削減や集送乳の効率化などの更なる合理化に向けた不断の見直しを行って、我が国の酪農が長期的に発展をして酪農家が安心して経営を継続できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

大臣おっしゃいますように、規制改革会議、ここ一年前、二年前にも痛い目に遭っておりますので、だから、彼らが自由に発言して、それを政府がといますか官邸が受け止めて、そして推進してくる、こういう形にならないように、大臣のところまで止めてもらわないと私は崩されかねないという心配をしております。どうぞ今の取組でしっかりおやりいただきたい、こんなふうをお願いする次第であります。

さて、収入保険のことの議論も出ているんですね。今日は、大分勉強しましたが、しかし詳細は省きますけれども、米政策のこと、それから果樹対策のこと、とりわけこれらについて経営安定対策をどんなふうに仕組んでいくかというときに、収入保険の検討をやるぞということがT P P 対策大綱の項目の中に入っているわけであります。その内容について、よほどこれ注意深く丁寧に対処してもらいたいというふうに思います。

まだ検討状況が表に出せるような状況じゃないんだらうというふうに思いますが、ただ懸念は、どうも前もどこかの場面で、規制改革の関係のテーマだったのじゃないかという気もしますが、ないしは場合によったらアメリカから言われていた話だったんじゃないかというふうに思ったりもするんですが、農業共済の仕組みを民間保険にやらせていいんじゃないかという議論がかつてあったように思います。私はそこまで調べ切れなかったんですけども、更にしっかり調べてみますけれども。

今、収入保険の検討に当たって、民間の保険会社と、それと共済協会の両方に事業を委託して、フィージビリティ調査というんですか、それを終えられたというふうに聞くものですからちょっと心配してまして、これ、農業共済も収入保険も一緒くたにして民間保険にやらせるみたいな話じゃないんだらうなというふうに私は危惧を持ちましたので、これはよくよく注意して見ておってもらいたいということをお願いしておきます。

それからもう一つ、チェックオフシステムについても、これは農林水産物の輸出拡大と関連してT P P 対策大綱の中で検討を示しているわけですが、これ私、今日お見えの小川委員も一緒にT P P の調査で

オーストラリアへ行ってまいりました。その際、オーストラリアのチェックオフシステム、これはお手元の資料の中に出しておりますので後刻見ていただきたい。

これはオーストラリアからいただいていた資料でありまして、こういう体系的な取組として、まさに生産者だけじゃなくて流通業者、製造業者、政府一体となって輸出対策を、需要拡大対策をやろうという取組になっています。日本はどうかといたら、この県がやっていますよ、この産地がやっていますよ、この農協がやっていますよと、わっとやっている、みんな、あたふたしながらやっている。

こういうことをきちっと、やはり一定の考えでもって、そしてT P P対策関連としましても、輸出の拡大を大きな成長の一つのテーマとして支えていくんだということであれば、私は国としての戦略目標を持った取組が必要だし、その一環としてこのチェックオフシステムが大きな意義を持つんじゃないかというふうに思いますので、この点についての検討状況を最後にお聞きして、大臣の決意もお聞きしたいと思います。

○政府参考人（櫻庭英悦君）

お答え申し上げます。

昨年決定されましたT P P関連政策大綱におきまして、委員御指摘のとおり、チェックオフ制度の導入について検討することとされたところでございます。このため、現在チェックオフ制度を参考に、生産者等が主体的に取り組む国産農林水産物の需要拡大や輸出促進の仕組みを検討するための調査を実施しているところでございます。

具体的には、まずチェックオフ制度に関する国内外の文献等の公開情報について収集いたしまして今月中に中間的な報告を整理するとともに、こうした報告を踏まえまして、アメリカやカナダなど諸外国への現地ヒアリング調査や国内で販売促進活動に取り組んでいる酪農や豚肉などの生産者団体等へのヒアリング調査を行っていく予定としているところでございます。

また、こうした調査を通じまして、今年の夏を目途に調査結果を取りまとめ、生産者の特定をどのように行うのか、あるいは生産者からの拠出金をどのように徴収するのかといったような整理すべき論点の洗い出しを行うとともに、導入する場合の目的を明確にいたしまして、制度の検討を進めていきたいと、かように考えている次第でございます。

○国務大臣（森山裕君）

チェックオフ制度について申し上げます。

国産の農林水産物の需要拡大を更に進めて農家の所得を向上させていくということは非常に大事なことだと思っております。そのためには、生産者が自ら生産をしている生産物がどういう価値のものであるかということをしっかり認識をしていただくことが大事なことだと思いますし、それをPRをしていくということが需要拡大につながるということだというふうに思っております。

さらに、販路の拡大や輸出促進をしていくことによって、生産者の所得向上につなげることができるのではないかと考えておりました。私は、チェックオフ制度というのはやはり、いい物を作っていることをどう自らがPRするかということの視点が大事だと思いますし、そのことによって需要拡大をさせていくということも大事なことだと思いますし、そのことによって農家の所得の向上につなげていくということが最も大事なことだと考えておりますので、チェックオフ制度につきましては、今後しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田俊男君

中泉先生から二分ほどいただきまして、大変済みません、恐縮です。

最後に、本当に大臣の思いも聞きたいというふうに思うんですが、私は国家戦略会議や規制改革会議の動きについて今日触れさせていただきました。ややもすると、経済界中心のどうも主張を、農業の成長産業化と言いつつも、農業の合理化を求めているような動きを大変心配しているものですから申し上げさせていただいたんです。

最近本当に思いますのは、日本の将来像を共有しなきゃいかぬのじゃないかと。経済界も、それから総理もです、それから各政党も、それから国民全体も、産業界ももちろんです。日本の将来像を共有することが必要なので、農業を合理化、第一次産業を合理化すればいいんだ、成長産業化すればいいんだ、そのために企業が入って活動するんだと言っていて、本当に家族農業や地域や、それから地域の様々な協同や多面的機能や、そして大事な日本というのを守れるのかという気がするんです。

何としてもここは、みんなが、国民がと言ったって難しいんだというふうに思いますけれど、極力、やはり政府、それから党はこのことを念頭に置いて、日本の将来像をどう共有するんだ、それで頑張ろうじゃないか。

T P P やった、十三兆円もG D P が伸びると言っているんですよ、工業界、そうでしょう。だったら、それをどんなふうに、大変苦しい条件

を抱えている日本の国土の形成や、さらに第一次産業や、それからそこで営々として頑張っている農林漁業者に対してどういう手だてをするんだと。そのために、直接所得補償や欧米並みの直接支払の仕組みも考えていかなきゃいかぬのじゃないかと。何でそういう立場で絵を描けないのかということをやっぱり是非主張をいただきまして、いい日本をつくり上げようじゃないですか。

終わります。

○委員長（若林健太君）

よろしいですね。

○山田俊男君

大臣のお答えをいただけたら幸いです。

○国務大臣（森山裕君）

先日、官邸で官民対話が行われました。経済界の方々も、農業の取組についていろんな御意見を述べてくださいました。また、全中の会長も御出席をいただいて、いろんな考え方を述べておられました。

私は、やはり農政新時代というのは全ての人たちの知恵をいただいて日本の農業を発展をさせていくということが大事なことなのだろうなというふうに思っております。

ですから、今農林水産省としては、農林水産関係団体との定期的な懇談会も開かせていただいております、テーマがなくても、今からどんな問題が出てくるんだろうか、今それぞれの団体でどんな問題があるんだろうかということをお互いに共有しようということでやらせていただいております。また、経済団体とも商工会議所の連合会とも議論をさせていただきましたし、また全国の商工会の連合会とも意見の交換をさせていただきました。

それぞれ、六次化に向けても大変積極的なお取組をいただいております、そういう意味ではやはり経済界と農業団体との私はもう壁はなくなりつつあるのかなというふうに思っておりますが、ここはしっかりと、みんなが日本の農業の発展のためにお力をいただけるようなことを考えていくということが大事なことだというふうに思っております。

また、いろんな政府が持つておられます会議においても、農業のことについて御議論をいただくことは私は有り難いことだと思っております。ただ、我々は、やはり農林水産省として、いろんな御意見をしっかりと述べさせていただくということは更に大事なことでございますので、そ

農林水産委員会／2016年3月10日

ういう努力を今後も続けさせていただきたいと考えておりますので、どうか議員各位のお知恵も是非お聞かせをいただき、お力も賜りたいというふうに考えておりますから、よろしくお願い申し上げます。

○山田俊男君

大変ありがとうございました。

中泉委員、どうも大変ありがとうございました。

終わります。